

埼玉県地球温暖化防止活動推進員募集要領

1 地球温暖化防止活動推進員募集の趣旨

地球温暖化の進行は、現在の私たちの生活ばかりでなく、将来の世代にも深刻な影響を及ぼすおそれのある重要な問題となっています。

地球温暖化の原因とされる二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出を減らすためには、産業部門や運輸部門ばかりでなく、家庭や地域においても県民一人ひとりがライフスタイルを見直すなど、身近な省エネ、省資源に取り組むことが必要です。

このため、県では、地域において地球温暖化防止の普及啓発を行い、県民、事業者、行政とともに取組を推進する「埼玉県地球温暖化防止活動推進員（以下「推進員」という。）」を募集します。

2 推進員とは

推進員とは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第37条第1項に基づき、知事の委嘱を受け、地域における地球温暖化対策に関する活動が無償で行う方です。

3 推進員の活動・役割等

- (1) 自らが日常生活において、地球温暖化防止対策を実践すること。
- (2) 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について、県民の理解を深めるための啓発普及活動を行うこと。
- (3) 温室効果ガス排出抑制に関する、県民への指導・助言をすること。
- (4) 地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う県民に対し、情報提供・その他の協力をすること。
- (5) 温室効果ガスの排出抑制等のために、国、地方公共団体又は埼玉県地球温暖化防止活動推進センターが行う施策に協力すること。
- (6) 年2回、所定の様式により活動の実績報告を行うこと。
- (7) 県が実施する地球温暖化防止に関する研修に参加して、地球温暖化の現状と対策について継続的に学ぶこと。

4 任 期

2年間（令和4年4月1日から令和6年3月31日まで）

5 応募要件

以下の(1)から(5)の要件をすべて満たすことが必要です。

- (1) 県内に在住または通勤、通学し、心身ともに健康で、地域での活動を行えること。
- (2) 地球温暖化防止活動に対して熱意と識見を有し、県内において温暖化対策の普及啓発活動を自主的に行えること。
- (3) 令和4年4月1日現在で満18歳以上（ただし、高校生を除く。）であること。
- (4) 年2回、活動の実績を報告できること。
- (5) 埼玉県が実施する新規推進員研修に参加できること（第2次審査の要件）。

日時：令和4年2月中旬（日曜日）10時～17時（予定）

場所：さいたま市内（オンライン併用予定）

6 応募方法

(1) 提出書類

ア 埼玉県地球温暖化防止活動推進員応募申込書（別紙様式）

イ 写真2枚（うち1枚はアに貼付。2枚とも裏面に氏名を明記してください。）

(2) 応募期間・提出方法

令和3年10月1日（金曜日）～令和3年11月30日（火曜日）

郵送（当日消印有効）又はE-Mail、県温暖化対策課まで持参（平日8時半～17時）

(3) 提出先

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県環境部温暖化対策課 総務・エコライフ推進担当

E-mail a3030-01@pref.saitama.lg.jp

7 募集人員及び審査方法

(1) 募集人員 200人程度（再任者を含む。）

(2) 審査方法

ア 第1次審査 書類審査

イ 第2次審査 新規推進員研修の受講確認、実績報告の提出状況確認（現任者）

8 審査結果

第1次審査、第2次審査とも対象者全員に審査結果を通知します。

9 留意事項

(1) 推進員に委嘱された方については、名簿（住所、電話、Eメール等記載）を作成し、各市町村に配布します。記載を望まない個人情報がある場合には、申込書の項目名に×をつけてください。

(2) 応募に関する提出書類は、返却しません。

(3) 現任者については、第1次審査を通過したものとみなします。

(4) 推進員の活動はあくまで社会貢献活動の一つですので、推進員であることを表明した上での営利、宗教、選挙及び政治的な目的を有する活動は認められません。

(5) 推進員に委嘱された方については、前項3(5)に記載の施策協力のため、埼玉県地球温暖化防止活動推進センターに推進員の住所等連絡先を提供します。

10 問い合わせ先

埼玉県環境部温暖化対策課 総務・エコライフ推進担当

TEL 048-830-3033

E-mail a3030-01@pref.saitama.lg.jp